

第 編 その他

20 ~ 25 その他

22 直接国税犯則事件

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	前年からの 繰越未決件数	本年の起訴 件数	計	計 の 内 訳			
				有罪件数	無罪件数	公訴権消滅件数	未決件数
	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件
申告所得税	- 6	- 5	- 11	- 7	- -	- -	- 4
法人税	- 7	- 13	- 20	- 5	- -	- -	- 15
合 計	- 13	- 18	- 31	- 12	- -	- -	- 19

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した直接国税犯則事件

調査期間：平成 13 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日まで

(注) 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり、増加した未決件数を示す。

(2) 有罪事件に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科 せられたも のの人員	罰 金		
		人 員	金 額	
	人	内	人(社)	千円
申告所得税	7	7	7	176,000
法人税	4	-	5	125,000
合 計	11	7	12	301,000

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科された人員数を示す。

(3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
	外 件		外 件
第 238 条	- 7	第 159 条	- 5
第 244 条	- -	第 164 条	5 -
合 計	- 7	合 計	5 5

(注) 1 この表は、「22(1)起訴件数」の「有罪件数」を違反行為の該当条項別に示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数を示す。